

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
東淀工業高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、未精算のものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1516 751"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>愛知県</td> <td>令和6年7月23日</td> <td>12,870円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>愛知県</td> <td>令和6年7月23日</td> <td>13,070円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	A	愛知県	令和6年7月23日	12,870円	B	愛知県	令和6年7月23日	13,070円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第47条関係 1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。 なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額											
A	愛知県	令和6年7月23日	12,870円											
B	愛知県	令和6年7月23日	13,070円											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年12月12日）